

東十勝消防事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p>○東十勝消防事務組合規約 (昭和45年9月1日 地方第1812号指令)</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(その他) <u>第14条</u> その他必要な事項は、組合長がこれを定める。</p>	<p>○東十勝消防事務組合規約 (昭和45年9月1日 地方第1812号指令)</p> <p>第1条～第13条 略 <u>(事務の承継)</u></p> <p><u>第14条</u> 組合の解散に伴う事務の承継については、次のとおりとする。 (1) 消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。)は、とちち広域消防事務組合が承継する。 (2) 消防団に関する事務は、関係町が承継する。 (その他)</p> <p><u>第15条</u> その他必要な事項は、組合長がこれを定める。</p>